

# 外郭団体に関する特別委員会 協 議 事 項

日 時 令和6年5月15日（水）  
本会議終了後  
場 所 28階第4委員会室

1. 委員会活動状況報告の文案について

## 令和5年度 外郭団体に関する特別委員会 活動状況報告（案）

外郭団体に関する特別委員会の活動状況について、ご報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法第221条第3項に定められた市の出資団体のうち出資率の高い団体32団体を対象に、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査を行うものであります。各団体における事業の実施状況や、財政状況、経営改善の取組等について、当局の報告を求め、審査を行うとともに、必要に応じて実地視察を行うなど、精力的に活動してまいりました。

委員会審査においては、委員から各団体の事業実施の基本的な考え方、今後の方向性、在り方はもとより、それぞれの団体の課題や問題点等について熱心な質疑がなされました。

昨年5月には、ここ数年大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけが5類へと移行し、日常への回帰が見られる一方で、従来から言われている人口減少や少子高齢社会、エネルギー・食料品等の価格高騰など社会経済情勢は日々変化しております。

こうした変わりつつある時代の中で、各団体においては、市民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、現場の声を大切にし、自立した経営基盤の下で、効果的かつ効率的な市民サービスの提供に努めるべきであります。

さらに、今後の人口減少による、経済規模の縮小や労働人口の減少等による厳しい状況の中、多様化した市民ニーズに対応していくためにも、デジタル化・DX化の推進により生産性を向上していくとともに、魅力的な人材を確保していくことも重要であります。

今後の外郭団体運営にあたっては、団体の目的や役割を一層明確にし、市とともに課題解決や使命の達成に取り組んでいくことが求められます。

そのためには、神戸市全体として、一体的で質の高い公的サービスを提供できる仕組みを構築するため、外郭団体の自主性を発揮させつつ、市として統括・調整を十分に行っていくことが重要であります。

そうした取組により、ますますの団体の発展とともに、市民への利益還元が図られるような好循環がもたらされることを期待しているところであります。

令和3年8月に公表された「外郭団体の抜本的な見直し方針」を踏まえ、翌3月には各外郭団体における「経営改革プラン」が公表されております。引き続き団体と市と、綿密に連携していただき、これまで述べた観点をふまえ、着実に実行いただきますようお願い申し上げます。

なお、各外郭団体の固有の課題や問題点については、委員会の審査過程において各委員から述べられた意見・要望などを十分に踏まえ、今後の事業運営の中で対応していかれるよう申し上げます。

以上、委員会の活動状況についてご報告申し上げ、議員各位のご了承を賜りたいと存じます。